

IV 学長による改善方針

2013年度自己点検・評価の評価結果及び「2014年度大学評価『実地調査』の総括及び今後の課題について」（2014年12月2日自己点検・評価全学委員会報告資料）等を示された「長所」や「改善すべき点」に対して、さらなる長所の伸長や改革・改善を推進するため、全学的に取り組むべき大学改革の改善方針を示す。この方針に基づき、次年度「教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）」の策定を行うものとする。

基準1 理念・目的に関する改善方針

- ① 本学の理念や目的について、学生が入学後に理解する機会が少ないため、教職員が「建学の精神」や「明治大学グランドデザイン2020」の理解を深め、学生に伝える施策を「学長スタッフ会議」で検討する。特に「スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）」においても、「建学の精神」や「養成する人材像」が背景にあることを教職員や学生に示す。
- ② 本学のPDCAサイクルにおいて、理念・目的を背景としたPlanにあたる「教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）」が学外に公表されていないので、これを広く学外に公表する。社会一般に分かりやすく「学長方針」を公表するため、大学全体で推進する政策課題と各学部等の取り組む課題を整理し、大学の計画を体系的に示す。
- ③ 「学校法人明治大学長期ビジョン」と「明治大学グランドデザイン2020」の内容が重複し、大学の理念・目的の実現に向けた方針が分かりにくくなっている。これを解消するために「明治大学グランドデザイン2020」を「長期・中期計画書」「単年度計画書」「自己点検・評価」等を含めたマネジメント体系として整備する。特に到達目標、達成時期などを分かりやすく示す。

基準2 教育研究組織に関する改善方針

- ① 先端数理科学インスティテュート（MIMS）の研究推進マネジメント体制は、他分野のインスティテュート運営等にも応用されつつあるが、共同利用・共同拠点採択を契機として、これを更に発展させるため、今後は国際的な教育研究拠点としての展開を支援していく。
- ② 本学の海外拠点の一つである「アセアンセンター」（タイ）を活用したプログラムをさらに発展させる。現在実施している農学部とアセアンセンターの通信により行うタイ語の遠隔教育や、本学教員によるシーナカリンウィロート大学の学生への「日本学」の遠隔講義などの、双方向の遠隔授業を拡充する。またセンターの体制を強化し、通年のプログラム設置、協定校との共同学位コースの開発、アセ

IV 学長による改善方針

アン各国からの外国人留学生の短期プログラム構築を支援する。さらに、国際大学と連携したセンターを利用した新たなプログラムも開発する。

- ③ S G U採択を契機に、国際政策関連の審議事項の決裁過程の整合性を確認し、明確化を図る。

基準3 教員・教員組織に関する改善方針

- ① これまで一部の研究科に見られた専任教員不足等の、法令の理念に反する実態を大学として是正する仕組みを「学長スタッフ会議」において構築する。法令要件を確認するデータベースが整備されていないことから、全学的に教育面での現況を把握する仕組みと責任体制を構築し、質保証を担保するガバナンス体制の改善を行う。
- ② 教員の教育研究活動等の業績評価について、特に教育業績を把握し、より適切な評価制度とするために、把握する責任主体、方法、仕組みについて「学長スタッフ会議」において原案を策定し、事務分掌について「事務部長会」に提案する。教員の教育研究業績評価については、「中期計画（第1期）」に沿って教育開発・支援センター及び「学長スタッフ会議」において検討し、原案を策定する。
- ③ 教員の資質向上のためのFDとしての研修等について、大学全体として参加者を把握し、効果の検証を行うために、研修会等を全学的に企画・運営する。各教員の参加状況、各学部の実施状況を把握する責任主体・仕組みについて「学長スタッフ会議」において原案を策定し、FDの業務運営を確定する。
- ④ 大学全体の教員組織の編制方針を明瞭にし、方針に沿った検証を行うために、「総合的教育改革」を土台としたS G U構想を確実に実現することを念頭におき、大学全体の「教員任用計画の基本方針」を策定する。学長スタッフと教務部で構成するWGにおいて特任教員制度やS Rの見直しを開始し、編制方針の原案作成を行う。2015年度には「将来構想委員会」において原案の検討を開始する。

基準4 教育内容・方法・成果に関する改善方針

(1) 教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

- ① 全学的な教育目標の検証を行うために、「学長スタッフ会議」において「明治大学グランドデザイン 2020」を検証する。その際に、グランドデザインに明示されている大学全体の教育目標を、「総合的教育改革」や「S G U」等との教育改革との関係から見直す。さらに、教育目標を検証するための評価基準を設定する。
- ② 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の学生への認知度を高め、学生の学修効果を高めるために、「学長スタッフ会議」において、これらの認知度や学修達成度の評価を行い、大学全体の教育実態を把握して「学長方針」の策定や教育目標の検討を行う仕組みを構築する。

(2) 教育課程・教育内容

- ① 全学的に展開しているグローバル人材育成に関わる科目群が学生の海外交流に効果を上げていることを踏まえ、これら科目群について大学全体の教育課程の編成・実施方針を明確化する。同方針の明確化と同時に、学生の学習到達目標を明示し、段階的に履修できるようカリキュラム体系図を提示する。この作業にあたっては、教育の国際通用性を向上させる観点から、「国際大学協会（IAU）」による外部評価（ISAS）の結果を活用する。
- ② 外国人留学生、海外派遣学生への経済的支援の充実により、学生の海外交流に効果が上がってきたので、その効果をさらに伸張するべく、既存の各種経済的支援制度を再検討し、学業成績に直接的にリンクした制度として、予算の枠組みの中でより効果的に学生の学習意欲を高める仕組みに改善する。
- ③ 司書課程・司書教諭課程では、メディア授業における教育効果も高いことが評価されているので、学習支援体制をより一層整備し、メディア授業の受講生における個別学習に見られる勉学意欲の持続・発展を図るための支援を強化する。大学全体の科目において、メディア授業の拡大により4キャンパスの学生が等しく教育を受けられる環境を確保する。
- ④ 学修効果を最大化する観点から、教育課程の再点検を行い、学部・研究科プログラムとの連携を図りながら、グローバル人材育成に関する4つの学部間共通の科目群（プログラム）の運営組織、運営方法について、学長スタッフ、教務部において改善方策を立案する。
- ⑤ 研究科横断型あるいは単一研究科での英語学位プログラムの開設等、大学院の国際化を進展させるため、「学長スタッフ会議」において、学部と大学院の縦の連携、研究科間の横の連携、さらに各研究科と国際大学との間の連携について検討する。あわせて、大学院と専門職大学院の組織的な連携を強化するための方策についても検討する。

(3) 教育方法

- ① グローバル人材育成に関わる科目群に履修制限があり、単位取得率が低いことから、同科目群の取得単位を各学部の卒業要件に組み入れられるよう、「教務部委員会」において検討する。
- ② 学生の主体的学修のために、授業時間外に必要な学修の内容および時間についてシラバスへの示し方や、学生がシラバスに基づいて予習復習を徹底できるような授業方法について、FDを行う。大学全体として組織的にシラバスの運用・検証を行う体制を構築する。
- ③ グローバル人材育成事業、国際協力人材育成プログラム等で活用されているeポ

IV 学長による改善方針

ートフォリオを統合し、全学的に普及させ、さらに Oh-o!Meiji システムへの統合を進める。

- ④ 「授業改善のためのアンケート」について、調査結果報告書が作成されたので、教育改善への活用を教育開発・支援センターにおいて検討する。さらに学生への公表について、個々の教員からのフィードバックや教員と学生の語り合い等、最適な方法について検討する。
- ⑤ 大学院のFDのあり方として、例えば、博士前期（修士）課程修了予定者を対象に実施している「学生による評価アンケート」について、「大学院委員会」において基本方針や実施方法・活用方法を検討する。

（４）成果

- ① 学習成果を測定するための工夫、開発について、全学共通科目を中心にルーブリックを活用しての指標の設定などに着手していることから、「学長スタッフ会議」において「学位プログラム」への適用を検討する。加えて、「学修環境に関する学生アンケート」も活用しながら、学生の学習成果を把握し、教育改善につなげる。
- ② 学生個々の学習成果を、大学全体として把握する仕組みを構築するために、「授業改善のためのアンケート」や「学修環境に関する学生アンケート」のデータと、大学全体および学位プログラムごとの教育体系、授業科目の配置状況、学習履歴（eポートフォリオ）等とを結びつけ、教育課程の改善、授業改善に役立てる方策を立案する。データの結合と分析（IR）を「学長室IRワーキンググループ」が推進し、IRの分析データを用いた教育改善を教育開発・支援センターで進める。
- ③ 大学全体及び個々の「学位プログラム」における学修成果の設定と測定方法の開発を進めるために、学位プログラムレベル（学科レベル）の教育目標・学習成果（ラーニングアウトカム）の明確化を進める。そのことを通じて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との連関を評価（確認、検証）する制度・仕組みを構築する。

基準5 学生の受け入れに関する改善方針

- ① 検証に基づく学生募集活動の適切なPDCAサイクルが社会的な成果を上げていることから、更なる成果を求め、志願者数のみならず、歩留まり率の向上や、留學生比率など、多様な指標の目標を設定する。入学センターにおいて、学生募集の方法や募集地域の選定などについての具体的な戦略を策定するとともに、「学長スタッフ会議」主導で、奨学金の拡充等による募集活動の工夫、国際化に対応した国内募集と海外募集の適正比率、障がい者の受け入れなど、大学全体としての募集活動のあり方について方針を示す。

- ② 大学院，専門職大学院においては，定員未充足・超過等のアンバランスが著しく，入試制度等の抜本改革や，助手及びポストドク制度の包括的検討が必要になっていることから，「学長スタッフ会議」主導で，学部のみならず大学院を含めた本学の教育研究に関わる基本構想を示し，大学院の抱える諸課題の解決に向けた方針を策定する。

基準6 学生支援に関する改善方針

- ① 外国人留学生への学生支援（学修支援，生活支援，進路支援）が充実していることを踏まえ，今後，外国人留学生をさらに増加させた場合に，現在の国際連携機構を中心とした，大学院・各学部，学生部，就職キャリア支援センター等の複数の部門の協力・連携体制が機能するか検証し，大学全体としての外国人留学生への学生支援のあり方についての方針を示す。
- ② 「社会人基礎力」における「見えない学力」の育成を目指して，教職・学生協働で，企画，実施，検証までのサイクルを回した円滑な実施が評価されているM-Navi プログラムについて，参加者の裾野を拡大させ，全学的規模での実施を可能にできるよう運営体制を検証する。
- ③ 体育会所属学生への学生支援のあり方についての方針を示す。特に，学修支援については，学生の学習目標を示すとともに現状を把握し，学修支援の適切性を検証したうえで，学習成果の達成に向けた方策を検討し，部活動と学業の両立が可能となる体制を構築する。

基準7 教育研究等環境に関する改善方針

- ① 研究・知財戦略機構と研究推進部における各種研究支援制度が科研費採択に効果的であることから，これをさらに推し進める。採択に至らなかったケースを分析し，採択率向上を目指す。また，すでに科研費を取得したことのある研究者に対しては，インセンティブ制度の導入を検討する。さらに科研費申請準備として，学内の競争的研究資金である新領域創成型研究・若手研究等の募集を引き続き行う。
- ② 研究活性化のために教員の研究業績の把握と研究成果等の検証を行うべく，特に「特別研究」，「在外研究」制度については論文等の業績の提出義務を果たすなど研究の成果を明らかにし，制度の有効性を示す。また特定個人研究費の用途方法・範囲を広げ研究資源を確保し易くするとともに，成果報告のあり方を明確にする。
- ③ 図書館については，学生の主体的学びをサポートするために行っている学習支援活動を，より実効性のあるものとするために，その効果について，利用者である学生の立場を反映したデータを用いた検証を行う。
- ④ チームによる教育，アクティブ・ラーニング，反転授業等の教育方法の転換が求

IV 学長による改善方針

められる中で、ティーチング・アシスタント（TA）を活用するため、TAの職務内容の明確化、勤務管理の厳格化、職務遂行のための研修制度の充実を図る。さらに学部学生が授業補助を行うスチューデント・アシスタント（SA）制度の導入を検討する。

基準8 社会連携・社会貢献に関する改善方針

- ① 本学の地域社会への寄与を検証する方法を明確にするべく、「学長スタッフ会議」において、「社会連携ポリシー」を整理し明確化する。同ポリシーに従い、社会連携機構が、地域連携推進センターとリベティアカデミーの目標設定を行い、その成果についても具体的に検証する。
- ② 東日本大震災の復興支援活動を恒常的に継続し、研究・教育両面を通じて学生の参加を促す。特に復興支援活動によって得られた災害時の様々な知見を正課外教育や課外活動の危機管理教育として展開する。
- ③ 農場について、地域社会との連携や、産官学連携といった社会活動と結びついた研究教育活動をさらに広げるため、人員・体制の充実を図る。
- ④ 設置後4年半を経過した平和教育登戸研究所資料館については、学内外の諸機関・団体等と交流を図るなど、歴史・平和・科学教育の普及活動を学内外へアピールし、その成果を検証する。

基準9 管理運営・財務に関する改善方針

- ① 7名の副学長と8名の学長室専門員が、学長の指示のもとで全学的な政策立案を行っているが、職務に偏りが生じており、新たな施策の企画・実施が求められている中、教学政策の推進のために、教学役職者の増員や職務分掌の見直しを行う。
- ② 外部資金による研究助成の増加を継続するために、学内の研究振興資金や研究推進制度の効果的な検証を行い、重点的な予算配分を行う。グローバルCOEプログラムや各種大型研究の評価から、研究力の強化が教育力の強化へと繋がっていることから、研究を活性化させるために「教育研究振興基金」を有効かつ適切に活用する。
- ③ 財政に関わる情報公開が分かりにくく、将来的な大学経営の展望を示せていないことから、大学経営の当事者である理事会から関係部署を通じて、定期的な財務情報や大学経営の将来展望について分かりやすい発信に努める。
- ④ 募金事業の成果と将来計画について広く周知を図るため、目標の明示、達成に向けたロードマップを作成する。教育研究をとりまく様々な情報を的確かつ迅速にステークホルダーに提供することを通じて協力を仰ぎ、財政における寄付金の比率を向上させる。

基準 10 内部質保証に関する改善方針

- ① 適切な目標設定やエビデンスに基づく評価等，P D C Aサイクルを的確に機能させるため，点検・評価（実績の把握面）において効果のあった，E x c e l 〇を活用した検証にあたってのナビゲーションを，目標設定や評価方法の側面にも拡張し，点検・評価が的確に行われるようにする。特にナビゲーションには，データの読み方や分析視点を示す等，検証作業に資する内容を取り入れる。
- ② 「明治大学 I R システム」について，今後は，基礎数の把握のみならず，教育の質的向上に寄与するために，学習成果や教育課程の体系性の把握，それらの検証・改善に資する内容を整備する。そのため，全学共有の教育情報の利活用に関わる責任体制の明確化を図るため，「I R に関するワーキンググループ」を校規に基づく組織として位置付ける。
- ③ 学外者の意見をより大学運営に反映させるために，各機関で行われている学外者との交流の機会（父母会，高校訪問，就職懇談会等）について，従来の趣旨に加え，大学への意見を受ける場を設定し，教育の質向上に活用するような仕組みを整備する。

優先的に取り組む改善・改革事項

以上，評価基準に則して改善方針を示したが，特に全学的な課題として，総合的かつ重点的に取り組むべき事項は以下のとおりである。

なお，取り組むべき事項は，その内容面から，法令（学校教育法，大学設置基準等）や文部科学省等からの通知・通達の遵守に関係する事項を「教育の質保証に関わる基盤的な事項」とし，一方，本学独自の理念・目的に照らして実現すべき事項を「本学独自の教育の質向上に関わる事項」として区分けし，示している。

1 教育の質保証の基盤的な事項（法令順守）に関わる方針

- ① 教員組織を確実に整備するための，法令上必要な教員数の把握
- ② 教育業績やシラバスを検証・改善するための全学的な責任体制の整備，シラバスの精粗を解消し，教育活動の活性化を図るための組織的なF Dの実施
- ③ 「明治大学グランドデザイン 2020」の見直しによる大学全体として必要な方針や教育目標の明確化，各学部等における学位授与方針（課程修了時の学習成果）と教育課程の編成・実施方針の連関を評価する制度の整備

2 本学独自の教育の質向上に関わる方針

- ① スーパーグローバル大学創成支援事業（S G U）を中心とした本学の国際化に関

IV 学長による改善方針

する各種目標達成のための教育制度の国際化，学生の海外交流（海外派遣学生や外国人留学生）の推進

- ② 「総合的教育改革」の実現に向けた各施策の推進
- ③ 学生の学習成果の把握や教育課程の体系化による，評価結果から計画立案・予算につなげる内部質保証システムの推進

以 上